

～ 訪問リハビリテーション 利用料金表 ～

①訪問リハビリテーション(要介護1～5の方)

●訪問リハビリテーション 基本料金（自己負担1割の場合利用料金）

項目	利用料	摘要
訪問リハビリテーション費	308円/回	20分間リハビリテーションを行った場合 (308円) 40分間リハビリテーションを行った場合 (616円) 60分間リハビリテーションを行った場合 (924円) 基本、1週に6回を限度。退院、退所後直後については退院・退所の日から起算して3ヵ月以内の場合は、12回まで利用可能。

※「介護保険負担割合証」での負担割合が2割の方は、表示金額の2倍となります。

●訪問リハビリテーション加算料金（自己負担1割の場合利用料金）

項目	利用料	摘要
リハビリマネジメント加算イ	450円/月	関係者で定期的にリハビリテーション会議を開催し、作成したリハビリテーション計画について医師が説明し実施した場合
短期集中 リハビリテーション実施加算	200円(1日)	退院・退所後、又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間に週2日以上、1日当たり20分以上実施する場合に心身機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施した場合。
退院時共同指導加算	600円/回	退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った際に場合に算定

※「介護保険負担割合証」での負担割合が「2割」「3割」の方は、表示金額の2倍、3倍となります。

②介護予防訪問リハビリテーション(要支援1・2の方)

●介護予防訪問リハビリテーション 基本料金（自己負担1割の場合利用料金）

項目	利用料	摘要
訪問リハビリテーション費	298円/回	20分間リハビリテーションを行った場合 (298円) 40分間リハビリテーションを行った場合 (596円) 60分間リハビリテーションを行った場合 (894円) 基本、1週に6回を限度。退院、退所後直後については退院・退所の日から起算して3ヵ月以内の場合は、12回まで利用可能。

●介護訪問リハビリテーション加算料金（自己負担1割の場合利用料金）

項目	利用料	摘要
短期集中リハビリテーション実施加算	200円(1日)	退院・退所後、又は認定日から起算して3か月以内の期間に週2日以上、1日当たり20分以上実施する場合に心身機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施した場合。
退院時共同指導加算	600円/回	退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った際に場合に算定
予防訪問リハ12月越減算	-30円/回	利用開始日の属する付きから12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合に減算

※「介護保険負担割合証」での負担割合が「2割」「3割」の方は、表示金額の2倍、3倍となります。
 ※ 要支援の方は、リハビリマネジメント加算はございません。

利用料金については、サービスの開始に際し他の重要事項と一緒に事業者から説明を受けています。サインは省略します。

この度の利用料金の変更に伴う説明を事業者から受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者

事業者

恵庭市白樺町3丁目22番1号、23番1号

氏名 _____

家族等

医療法人社団緩和ケアクリニック・恵庭
 理事長 柴田 岳三

氏名 _____